

# 電力設備作業取扱指針

2024年4月1日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

# 電力設備作業取扱指針

## 目 次

### 第1章 総 則

1 目 的	1
2 適用範囲	1
3 用語の定義	1

### 第2章 電力設備作業の取扱い

1 調整対象設備	3
2 給電取扱作業	3
3 電力広域的運営推進機関への提出作業	4
4 発電制約を伴う作業	5
5 制御取扱作業	5
6 給電取扱作業および制御取扱作業の区分	5
7 作業停止および計画の種別	6
8 作業の計画および実施に関する決裁区分	7
9 電力広域的運営推進機関への提出作業の決裁	7

### 第3章 作業計画・実施の基本方針

1 作業計画にあたっての基本事項	8
2 作業の安全確保のための運転操作上の措置	9

### 第4章 作業計画の申請

1 作業申請担当箇所	1 1
2 申請方法	1 2
3 配電線切替を必要とする作業	1 2
4 系統利用者（他の電気事業者等およびお客さま）に関連する作業	1 2
5 電力広域的運営推進機関への作業計画の提出	1 2

### 第5章 長期作業計画の作成

1 長期作業計画の対象作業	1 3
2 長期作業計画の作成	1 3

### 第6章 年間作業計画の作成

1 年間作業計画の対象作業	1 4
2 年間作業計画の作成	1 4

第7章 月間作業計画の作成	
1 月間作業計画の対象作業	16
2 月間作業計画の作成	16

第8章 作業手続と決定	
1 作業実施の手続	18
2 計画外作業の作業計画の決定と通知	18
3 作業実施の決定と通知	18
4 緊急作業の取扱い	19

第9章 作業開始および終了等の連絡	20
-------------------	----

[別 図]

別図1 長期作業計画策定プロセス	21
別図2 年間作業計画策定プロセス	22
別図3 月間作業計画策定プロセス	24

[別 表]

別表1 中給作業区分の対象範囲	25
別表2 基幹作業区分の対象範囲	26

[別 冊]

154kV以下の託送制約関連作業に伴う発電制約量の算定および通知運用の取扱い

## 電力設備作業取扱指針

## 第1章 総 則

## 1 目 的

この指針は、電力設備の作業に関する取扱いを定め、作業の安全かつ合理的な実施と電力システムの安定運用を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この指針は、電力設備の作業を計画し施工する部署(以下「作業施工担当箇所」という。)が電力設備の停止を必要とする作業または運用に影響を与える作業を実施する場合の取扱いに適用する。

なお、系統利用者のうち、他の一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電契約者(以下「系統利用者(他の電気事業者等)」という。)および当社流通設備に接続する特別高圧受電のお客さま(以下「系統利用者(お客さま)」という。)に関連する作業は、先方との契約、協定または申合せによるほかは、この指針に準じて処理する。

## 3 用語の定義

この指針における用語の定義は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が定める業務規程および送配電等業務指針等に準じる他は、次のとおりとする。

用 語	定 義
発 電 者	◇一般送配電事業、小売電気事業、特定送配電事業または自己託送の用に供する電気を発電し送電系統に電力を流入する者(送電系統に電力を流入する自家用発電設備設置者等を含む)
給電制御所	◇基幹給電制御所 ◇支社給電制御所
支社配電運営グループ	◇配電線に関わる操作の指令・制御を総括する部署。また、配電用変電所作業・指令権に基づく指令により配電設備の現地操作をする部署。(営業所・サービスステーションを含む)
変 電 所	◇変電所 ◇開閉所(塔) ◇連系所 ◇変換所
電 気 所	◇変電所 ◇支社変電グループ・送電グループ・地中線グループ ◇支社配電運営グループ ◇通信ネットワークセンター
電 力 設 備	◇送変電設備(配電用変電設備含む) ◇給電装置 ◇給電制御所の運転・運用に関する設備 ◇保護リレー装置等 ◇通信設備 ◇系統利用者(お客さま)の受電設備 (配電線路設備、配電管轄の送変電設備を除く)

用語	定義
保護リレー装置等	<p>〔保護リレー装置〕</p> <p>◇送電線保護リレー装置 ◇配電線保護リレー装置</p> <p>◇母線保護リレー装置 ◇機器保護リレー装置</p> <p>◇故障区間検出装置 (FD)</p> <p>◇母線故障点標定装置 (FB)</p> <p>〔系統安定化装置〕</p> <p>◇系統安定化諸装置 ◇系統分離リレー装置</p> <p>◇過負荷保護リレー装置</p> <p>〔その他の装置〕</p> <p>◇中性点接地装置 ◇自動復旧諸装置</p>
給電装置	<p>◇給電用電子計算機システム</p> <p>◇自動給電装置 (ADC) ◇自動周波数制御装置 (AFC)</p> <p>◇広域需給調整システム (KJC)</p> <p>◇自動電圧無効電力制御装置 (VQC)</p> <p>◇自動無効電力制御装置 (AQR)</p> <p>◇緊急発電指令装置 (EPC)</p> <p>◇系統監視装置 (SV, TM 等)</p> <p>◇再エネ出力制御システム</p> <p>◇その他のシステム (気象レーダシステム等)</p>
集中監視制御システム	<p>◇給電制御所の電子計算機, 周辺装置および付属装置</p>
連系線	<p>◇他の一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する 275 kV 以上の交流連系線, 直流連系設備および周波数変換設備</p>

## 第2章 電力設備作業の取扱い

電力設備作業の調整対象設備，計画および実施に係わる取扱いは，次のとおりとする。

### 1 調整対象設備

作業計画を策定・調整する対象設備は，給電制御所給電管轄範囲および指令範囲の電力設備および契約，協定または給電運用に関する申合せ書等で定めた系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）の作業とする。

なお，電力設備で定義される送変電設備の主な対象設備は，以下のとおりとする。

	主な対象設備
送変電設備	母線，主要変圧器，開閉器，計器用変成器，計器用変流器，調相設備，送電線 等

### 2 給電取扱作業

給電制御所の給電管轄範囲および指令範囲の電力設備作業のうち，次の作業を給電取扱作業とする。ただし，給電運用に直接影響を与えない電力設備作業は，給電取扱作業から除く。

#### (1) 送変電設備の作業

- ア 送電線，変電所における電力設備の停止作業またはこれらの設備の運用に影響を与える作業
- イ 待避確認の設定を必要とする活線作業または活線接近作業

#### (2) 給電装置，保護リレー装置等の作業またはこれらの装置の運用に影響を与える作業

#### (3) 給電装置，保護リレー装置等の運用に影響を与える通信作業

#### (4) 集中監視制御システムの伝送系または監視制御CPU全系同時停止作業

#### (5) 配電線ループ切替のために行う給電管轄範囲の機器操作および系統固定

#### (6) 契約，協定または給電運用に関する申合せ書で定めた，系統利用者（他の電気事業者等，お客さま）の作業（計量装置の作業含む）

### 3 広域機関への提出作業

電力設備作業のうち、次の作業を広域機関への提出作業（以下「広域機関提出作業」という。）とする。

なお、広域機関に対する窓口は中央給電指令所とする。

- (1) 連系線の停止作業※
- (2) 連系線の運用容量に影響を与える作業(以下「連系線託送制約関連地内作業」という。)\*
- (3) 500kV, 275kVの送電線の停止または運用容量の減少を伴う作業
- (4) 500kV, 275kVの母線の停止作業
- (5) 500kVと275kVを連系する変圧器の停止または運用容量の減少を伴う作業

※連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業の対象は次による。

#### ア 三重東近江線託送制約関連作業

三重東近江線および当該送電線に接続する開閉所の500kV母線停止作業

#### イ 新信濃FC託送制約関連作業

##### (ア) 新信濃FC関連作業

新信濃FC停止作業

##### (イ) 豊根(開)～信濃(変)・信濃中信線関連作業

豊根(開)～信濃(変)・信濃中信線系統の500kV・275kV送電線,  
500kV・275kV母線, 500kV/275kV変圧器停止作業

##### (ウ) 北部(変)～高根中信線・中信(変)関連作業

北部(変)～高根中信線・中信(変)系統の275kV送電線, 275kV母線,  
500kV/275kV変圧器停止作業

##### (エ) 新信濃FC関連調相設備作業

新信濃FC関連調相設備作業

#### ウ 佐久間FC託送制約関連作業

##### (ア) 佐久間FC関連作業

佐久間FC停止作業

##### (イ) 佐久間西幹山線～佐久間(発)関連作業

佐久間西幹山線, 佐久間(発)の275kV送電線, 275kV母線(60Hz)停止作業

##### (ウ) 東栄(変)～新豊根東栄線関連作業

東栄(変)～新豊根東栄線の275kV送電線, 500kV/275kV変圧器停止作業

#### エ 東清水FC託送制約関連作業

##### (ア) 東清水FC関連作業

東清水FC停止作業

##### (イ) 東清水(変)関連作業

東清水(変)154kV母線(50Hz)

##### (ウ) 東清水FC関連調相設備作業

東清水FC関連調相設備作業

オ 飛驒信濃 F C 託送制約関連作業

(ア) 飛驒信濃 F C 関連作業

飛驒変換所の交直変換設備, 飛驒信濃直流幹線 (本線・帰線) 停止作業

(イ) 飛驒変換所関連作業

飛驒変換所 500 kV 母線, 154 kV 母線, 交流フィルタ停止作業

(ウ) 飛驒信濃 F C 関連調相設備作業

飛驒信濃 F C 関連調相停止作業

カ 南福光 B T B 託送制約関連作業

南福光 B T B, 中部北陸連絡母線, 関連設備停止作業

#### 4 発電制約を伴う作業

電力設備作業のうち, 発電者に発電制約を与える作業(以下「託送制約関連作業」という。)は, 次の細則等にもとづき対応する。

(1) 500 kV, 275 kV の電力設備作業

広域機関が定める「作業停止計画調整マニュアル」。

(2) 154 kV 以下の電力設備作業

この指針の別冊「154kV 以下の託送制約関連作業に伴う発電制約量の算定および通知運用の取扱い」。

(解 説)

発電者への制約量通知 (※) 以降における作業申請の追加・取り下げ・延期は, 広域的な需給運用や発電事業者へ悪影響を与え得ることから, 作業調整結果通りの作業実施に努める。なお, 制約量通知 (※) 以降, 追加・取り下げ・延期が不可欠となった場合は, 発電事業者や広域機関に対する対外説明性を事前に各給電制御所と調整する。

(※作業前々年度の9月末)

#### 5 制御取扱作業

給電制御所が運転管轄する電力設備作業のうち, 次の作業を制御取扱作業とする。

(1) 変電設備の停止作業またはその運用および運転に影響を与える作業

ただし, 給電取扱作業を除く。

(2) 配電線ループ切替のために行う配電用変圧器の一次以降二次側 C B 機器操作および系統固定

(3) 給電制御所設備の停止作業

(4) 給電制御所の運転に影響を与える通信設備の停止作業

なお, 給電制御所の運転に直接影響を与えない作業を軽微作業とし, 対象設備, 取扱いを定めておく。

#### 6 給電取扱作業および制御取扱作業の区分

給電取扱作業および制御取扱作業の区分は次による。

(1) 「中給」

給電取扱作業のうち, 給電制御所が給電管轄する電力設備作業で連系線作業, 連系線の運用に影響を与える作業, 融通関連作業をいう。

なお, 具体的な対象範囲を別表 1 に示す。



(2) 「基幹」

給電取扱作業のうち、基幹給電制御所の指令範囲の電力設備作業、支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業で基幹系統の運用に影響を与える送変電設備関連作業をいう。

ただし、「中給」を除く。

なお、具体的な対象範囲を別表2に示す。

(3) 「支社」

給電取扱作業のうち、支社給電制御所が給電管轄する電力設備作業で、「中給」「基幹」を除くもののうち、支社給電制御所の指令範囲の設備作業をいう。

(4) 「制御」

制御取扱作業をいう。

7 作業停止および計画の種別

作業停止および計画の種別は次による。

種 別		内 容
計 画 作 業 停 止	長期作業計画	年間作業計画の調整業務を効率的に実施するため、停止制約が大きい作業について第1～3年度分を事前調整する作業計画
	年間作業計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、作業申請をもとに、停止範囲、時期および期間を調整し策定する第1年度分と第2年度分の作業計画
	月間作業計画	年間作業計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する翌月、翌々月の作業計画
計画外作業停止		計画作業以外の作業停止(軽微作業を含む)

長期作業計画における第3年度分および年間作業計画における第2年度分ならびに月間作業計画の翌々月分の作業計画を策定する対象は、広域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。

ただし、系統利用者に誤った予見性を与えることを防止するため、長期作業計画における第3年度分については、蓋然性の高い作業計画のみを系統利用者への共有対象として取扱う。

また、長期作業計画および年間作業計画の策定対象年度(第1年度・第2年度)は同一年度となる。

## 8 作業の計画および実施に関する決裁区分

作業に関する決裁は、作業区分ごとに決裁者を定め、計画の決裁および実施の決裁を受ける。

ただし、長期作業計画は年間作業計画の事前調整であることから、計画決裁者の承認とする。

なお、月間作業計画における翌々月分は、翌月に実施する月間作業計画の事前調整であることから計画決裁者の承認とする。

## 9 広域機関への提出作業の決裁

年間作業計画、月間作業計画および計画外作業停止において広域機関提出作業の決裁は、広域機関での調整結果および承認をもとに、計画の決裁および実施の決裁を受ける。

なお、調整結果に変更があった場合は、作業計画の必要な見直しを行う。

### 第3章 作業計画・実施の基本方針

電力設備の作業は、電力システムの運用に制約を与え、供給信頼度、需給バランス、電力設備の効率的な運用などに影響するため、作業施工担当箇所、中央給電指令所、給電制御所は、次の基本方針に基づき作業計画を策定し、その合理的かつ安全な実施を図る。

#### 1 作業計画にあたっての基本事項

作業計画は以下の基本事項に基づき、適切な時期を選定する。

##### (1) 考慮する事項

電力設備の作業計画策定にあたって次の事項を考慮する。

項目	主な内容
公衆保安の確保・電力設備の保全	公衆保安の確保、電力設備の保全・点検周期、作業条件、作業員の安全確保
供給信頼度	潮流、適正周波数・電圧の維持、系統安定度、設備故障時の影響度合と故障対応、中止復旧時間、重負荷期や雷・雪など災害が予想される時期の回避、連系線重複停止の回避
供給力・調整力の確保	供給区域の供給力の確保、必要な調整力の確保
抑制回避	電源抑制・停止の回避、連系線混雑の回避
系統利用者への影響度	系統利用者（他の電気事業者等、お客さま）の発電計画・操業計画・作業計画
合理性	連系線・地内流通設備、電源との停止計画の協調、作業の同調、作業停止の必要性、工期・工法などの工事内容、関係箇所との協議・調整
公平性の確保	特定の系統利用者（他の電気事業者等、お客さま）へ影響が偏らない調整

なお、作業停止範囲および時期・期間の調整にあたって、電力システムの安定運用確保を前提のうえ以下の項目を優先し、時々の需給・系統状況や作業の緊急度等を総合的に判断する。

- ◇ 公衆保安の確保
- ◇ 電力設備の保全
- ◇ 供給信頼度の維持
- ◇ 供給力・調整力の確保

また、中央給電指令所、給電制御所は、作業計画について、調整対象者や広域機関から策定根拠を求められた場合は、説明を行う。

## (2) 送変電設備の作業

- ア 作業実施中の供給信頼度維持に努める。
- イ 関連する送変電設備の作業は、極力同調する。
- ウ 発電機が並列する連系変圧器の作業は、その系統の最大容量ユニットの脱落または運転中変圧器の故障停止による関連系統の全停を回避する。
- エ 供給停止または配電線切替を必要とする作業は、関係箇所間で協議し、停止回数および作業時間の短縮を図る。

## (3) 保護リレー装置等、集中監視制御システムの作業

- ア 保護リレー装置等の作業は、極力、送変電設備の作業に同調する。
- イ 系統安定化装置の作業は、潮流調整の可否について検討する。
- ウ 集中監視制御システムの作業は、変電所のバックアップ運転を極力少なくする。

## (4) 通信設備の作業

- ア 関連する設備の作業に極力同調する。
- イ 別ルート回線を極力確保し、保護リレー装置等、給電装置、集中監視制御システムの運用に支障を与えない方法を検討する。

## (5) 系統利用者（他の電気事業者等、お客さま）に関連する作業

給電協定、給電運用に関する申合書等に定められた事項に基づき先方と協議する。

## 2 作業の安全確保のための運転操作上の措置

## (1) 誤通電防止措置

開閉器の誤投入による作業区間の課電を防止するための措置を、誤通電防止措置という。このうち送電線停止作業など給電指令に基づくものは、次による。

## ア 誤通電防止措置の種類

誤通電防止措置の種類は、「施錠措置」と「2段切り措置」の2種類とする。

種 類	内 容
施 錠 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L S 開放+当該 L S 機械ロック付</li> <li>・ L S 開放+機構インターロック付遠制アース付</li> </ul>
2 段 切 り 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C B 開放+当該 C B 引き出し</li> <li>・ C B 開放+直列設置されている別の L S 開放</li> <li>・ L S 開放+直列設置されている別の L S 開放</li> </ul>

## イ 系統利用者（お客さま）における誤通電防止措置

系統利用者（お客さま）における誤通電防止措置も、この指針に準じて実施するが、特に次の措置を考慮し具体的方法を「給電運用に関する申合書」に定めておく。

(ア) L S による 1 段切りの箇所における機械ロックは、L S が遠方制御、現地操作にかかわらず、給電制御所からの給電指令により行う。

(イ) C B の開放により連動して L S が開放される方式の場合は、1 段切りの取扱いとし、別に

次のいずれかの措置を行う。

- a 開放したL Sの機械ロック
- b 直列に設置されている別のL Sの開放
- c 操作回路のロックまたは装置除外

(ウ) CPU制御による自動操作がある場合または受電回線自動切替装置を有する場合は、(イ)に準ずる。

## (2) 給電アースの取扱い

### ア アースの定義

変電所および送配電線路(一般配電線路を除く。以下同じ)を停電して作業を行う場合、作業の安全を図るためアースを取付けるが、これを次のように区分する。

(ア) 給電アースとは、送配電線路の端子に給電指令に基づき取付けるアースのことをいう。

なお、給電アースを給電制御所から遠隔操作により着脱する場合は、給電制御所長を着脱責任者とし、現地操作により着脱する場合は、各部門で定める給電アース着脱責任者の責任とする。

(イ) 現場アースとは、給電アース以外で、現場アース着脱責任者の責任において、それぞれの作業停止範囲内の作業現場に取付けるアースのことをいう。

### イ 給電アースの手続

給電アースの取付けを必要とする場合、作業施工担当箇所は、作業手続により給電管轄箇所へ申請する。

### ウ 給電アースの取付け箇所

(ア) 送配電線作業の場合

次の端子に給電アースを取付ける。

- a 再送電端子
- b 主要な受電端子
- c 他の回線から誘導電圧を受ける受電端子
- d その他、運用上必要な端子

(イ) 変電所作業の場合

作業を実施する端子

### エ 給電アースの取付け位置

給電アースの取付け位置は、変電所における線路側L Sの線路側端子とする。ただし、L Sがない場合は、あらかじめ取付け位置を定めておく。

## (3) 待避確認の設定を必要とする場合の手続

送電線の活線作業または接近作業に伴い作業者の危険防止を考慮して待避確認の設定を必要とする場合、作業施工担当箇所は待避確認の設定を給電管轄箇所へ申請する。

## 第4章 作業計画の申請

電力設備作業の計画を申請する部署(以下「作業申請担当箇所」という。)は、作業計画について作業申請担当箇所長の承認を受け、次により中央給電指令所または管轄する給電制御所へ申請する。

なお、給電取扱作業のうち給電運用に与える影響が小さい作業は、対象設備、申請手続方法を定めておき、長期、年間、月間作業計画の申請対象から除く。

### 1 作業申請担当箇所

作業計画の申請担当箇所は、次のとおりとする。

作業内容	作業申請担当箇所
(1) 通信設備の作業	通信ネットワークセンター
(2) 送変電設備作業に伴い、給電運用に関連する通信設備に影響がある作業(通信関係) (CDT, SVの要素停止, OPGWの停止等)	「(1)通信設備の作業」に準ずる。
(3) 系統利用者(他の電気事業者等、お客さま)が実施するお客さま設備作業	※系統利用者(他の電気事業者等、お客さま)
(4) 当社が実施する系統利用者(他の電気事業者等、お客さま)構内のVCT作業	支社配電運営グループ保守担当箇所
(5) 給電制御所が主体的に行う開閉試験	給電制御所
(6) 上記以外の作業	作業施工担当箇所 (建築・土木作業などにおいては給電連絡窓口による作業申請も可能)

※給電制御所は、系統利用者(他の電気事業者等、お客さま)から直接もしくは支社契約グループ経由で作業停電連絡票等を受領し、系統運用計画システムで作業申請を行う。

## 2 申請方法

- (1) 作業計画の申請は、原則として系統運用計画システムへの入力により行う。
- (2) 長期間停止作業・複雑な作業等で補足説明が必要なものについては、系統運用計画システムへ所定事項を入力することに加え説明資料を添付する。資料データ容量超過により、添付できない場合は記事欄へ「別送説明資料あり」と入力し申請するとともに、作業施工担当箇所長が承認した作業申請補足説明資料を申請先へ提出する。
- (3) 作業申請補足説明資料を提出する場合は以下による。
  - ア 作業施工担当箇所長の判断で図面等による補足説明が必要とした場合。
  - イ 中央給電指令所長、給電制御所長が必要と認めた場合。
- (4) 系統運用計画システムが使用できない場合は、作業施工担当箇所が作成する作業計画表または作業手続書などにより申請する。

## 3 配電線切替を必要とする作業

- (1) 送変電作業に伴い配電線切替を必要とする場合は、作業施工担当箇所が支社配電運営グループ保守担当箇所と調整を行い管轄する給電制御所へ申請を行う。
- (2) 配電線ループ切替のために系統側の操作を必要とする場合は、支社配電運営グループ保守担当箇所が依頼票を作成し管轄する給電制御所へ送付する。

## 4 系統利用者に関連する作業

- (1) 系統利用者（他の電気事業者等）の作業計画は、給電協定、給電運用に関する申合書等に定められた事項に基づき中央給電指令所・給電制御所へ申請する。
- (2) 系統利用者（お客さま）の作業計画は、作業停電連絡票などに必要事項を記載のうえ、作業申請担当箇所を経由し中央給電指令所・給電制御所へ申請する。
- (3) 中央給電指令所・給電制御所は、申請された内容を系統運用計画システムへ入力する。

## 5 広域機関への作業計画の提出

広域機関提出作業は、中央給電指令所が年間作業計画、月間作業計画のそれぞれ定める期日までに系統運用計画システムより提出を行う。また、決定されている作業計画の内容を変更する必要性が生じた場合および決定されている作業計画以外の作業を行う必要性が生じた場合、すみやかに提出を行う。ただし、システム停止・故障等により入力できない場合は別様式により提出する。

## 第5章 長期作業計画の作成

長期作業計画は、次により作成する。

### 1 長期作業計画の対象作業

送変電部門および配電部門による作業計画で、第2章の給電取扱作業に定める作業のうち、次の作業を対象とする。

- (1) 連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業
- (2) 託送制約関連作業（発電者が接続する託送ルート of 制約作業）
- (3) 送変電設備停止作業で、3日以上 of 停止を必要とする作業  
（週末利用のみではできない作業 など）
- (4) 実施時期が特定された作業
- (5) 給電制御所が指定した設備 of 停止作業

### 2 長期作業計画の作成

- (1) 作業申請担当箇所は、次により給電制御所へ申請する。

なお、作業施工担当箇所が決定していない作業計画については、計画策定箇所が申請する。

ア 策定年度：第1～3年度とする。

ただし、第3年度分 of 対象作業については、広域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。また、蓋然性の高い作業計画のみを系統利用者への共有対象として取扱う。

イ 申請期間：第1年度を起算として前々年度の2月1日～2月20日

- (2) 給電制御所は、申請された作業計画案について中央給電指令所・関係給電制御所と協議・調整のうえ、次により長期作業計画を作成する。

なお、具体的な長期作業計画策定のプロセスを別図1に示す。

ア 3月15日までに長期作業計画を作成する。

イ 3月16日までに作業施工担当箇所へ通知する。

ウ 作業施工担当箇所は通知を基に、4月5日までに作業申請を変更する。

エ 支社契約グループと協調し、5月15日までに系統利用者（他の電気事業者等、お客さま）と停電交渉（事前調整）を行う。

オ 上記ウの結果を踏まえ、5月31日までに長期作業計画を調整する。

カ 6月10日目途までに計画決裁者の承認を受け、作業施工担当箇所へ通知する。

#### (解説)

- 1 長期作業計画 of 作成内容は、作業 of 実施可能な日程または時期および検討事項や課題を確認・調整する。
- 2 長期作業計画により通知した日程または時期は、供給計画（発電機作業等）および年間作業計画 of 作成において変更となることがある。



## 第6章 年間作業計画の作成

年間作業計画は、次により作成する。

### 1 年間作業計画の対象作業

#### (1) 給電取扱作業

第2章の給電取扱作業に定める作業を、原則として年間作業計画の対象とする。

#### (2) 制御取扱作業

第2章の制御取扱作業に定めるもののうち、次の作業を年間作業計画の対象とする。

ア 変電所の制御・表示伝送が8時間を超過して停止する作業

イ 支社変電グループ単位で、全ての変電所がバックアップ運転となる作業

### 2 年間作業計画の作成

#### (1) 年間作業計画の申請

作業施工担当箇所は関係箇所と協議・調整のうえ作業計画案を作成し、管轄範囲別に取りまとめる。作業申請担当箇所は、次に示す第1年度および第2年度の作業について、次のとおり期限までに年間作業第1段階から第3段階計画案としてそれぞれ中央給電指令所・給電制御所へ申請する。

なお、長期作業計画により調整した作業で変更等がない場合は不要とする。

また、各申請期日以降の追加・変更作業については、年間作業第1段階から第3段階計画との同調または時期を考慮する。

#### 【第1年度・第2年度】

申請区分	対 象 作 業	申請期間
第1段階	◇連系線作業 ◇連系線の運用に影響を与える作業 ◇託送制約関連作業 ◇支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業のうち500kV、275kVの送電線および母線の停止または運用容量の減少を伴う作業	4月20日～ 5月14日
第2段階	◇実施時期が特定された作業 (拡充工事等、完工時期が決まっているものなど) ◇系統運用計画システムの作業種別が「工事」の作業 ◇その他中央給電指令所・給電制御所が指定した設備の停止作業 (系統利用者(他の電気事業者等、お客さまなど))	8月1日～ 8月25日
第3段階	年間作業計画における対象のうち、上記以外の作業	9月25日～ 11月10日
追加・変更	追加・変更となった作業	12月11日 ～ 12月28日

なお、支社給電制御所の年間作業計画における第2年度分について作業計画を策定する対象は、広

域機関提出作業およびその調整に必要な作業ならびに託送制約関連作業とする。

## (2) 年間作業計画の作成

中央給電指令所・給電制御所は、申請された年間作業計画案について協議・調整のうえ、次により年間作業計画を作成する。

なお、具体的な年間作業計画策定のプロセスを別図2に示す。

### ア 年間作業計画の調整

申請された年間作業計画案について関係箇所との調整および系統利用者（他の電気事業者等、お客さま）と停電交渉を行い、以下の調整期日までに第1段階から第3段階年間作業計画を作成し、関係箇所へ通知する。

申請区分	調整期日	申請変更期日	停電交渉期日
第1段階	5月25日	6月5日	7月5日
	7月14日 ※		
第2段階	9月14日	9月24日	1月中旬
第3段階	11月30日	12月10日	

※停電交渉結果を踏まえ、7月14日までに調整を行う。

### イ 年間作業計画の作成

年間作業第1段階から第3段階計画および申請された年間作業追加・変更計画案について、関係箇所と調整のうえ、年間作業計画を作成する。

## (3) 年間作業計画の広域機関への提出

中央給電指令所は、原案、調整案、最終案について、2か年度分の広域機関提出作業を取りまとめ、系統利用者（他の電気事業者等）の作業計画とあわせて、広域機関が定めた期日までに広域機関へ提出する。なお、原案の提出から広域機関の承認までの間で追加・変更が必要となったときはすみやかに広域機関へ提出する。また、広域機関では連系線作業および連系線託送制約関連地内作業の調整を行う。

### (解説)

連系線作業および連系線の運用に影響を与える作業については、第1段階の調整期日以降に他の一般送配電事業者等と調整し広域機関へ提出するため、原則、第1段階の調整期日以降に追加・変更は行わないこととする。

## (4) 年間作業計画の決定と通知

広域機関提出作業について広域機関の承認を受ける。中央給電指令所・給電制御所は、年間作業計画について決裁区分に従い、2月末までに決裁を受け、系統運用計画システム等により関係箇所へ通知する。

## 第7章 月間作業計画の作成

月間作業計画は、次により作成する。

### 1 月間作業計画の対象作業

#### (1) 給電取扱作業

第2章の給電取扱作業に定める作業を原則として月間作業計画の対象とする。

#### (2) 制御取扱作業

第2章の制御取扱作業に定めるもので、軽微作業を除く、全ての作業を月間作業計画の対象とする。

### 2 月間作業計画の作成

(1) 月間作業計画の作成は、年間作業計画の作成に準じて行う。

なお、申請および決定等の期日は次のとおりとし、具体的な月間作業計画策定のプロセスを別図3に示す。

また、広域機関提出作業および託送制約関連作業については翌月、翌々月を対象とする。

業 務 内 容	期 日
月間作業一次計画案申請 ( ・ 連系線作業 ・ 連系線の運用に影響を与える作業 ・ 託送制約関連作業 ・ 基幹 a 作業 ・ 支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業のうち500kV, 275kVの送電線および母線の停止または運用容量の減少を伴 う作業 )	前々月19日
月間作業二次計画案申請 ( 一次申請作業を除く全作業 )	前々月末
広域機関への作業計画の提出 (原案・調整案・最終案)	広域機関が定めた 期日
作業計画の決定 (翌月分) 作業計画の承認 (翌々月分)	前月19日目途 ただし、広域機関提出 作業の翌月分の決定 は前月20日まで

なお、広域機関への作業計画の提出は第6章2項(3)に準じて行う。

(2) 系統運用計画システム記事欄へ「説明資料あり」と入力された件名の作業申請補足説明資料は、作業実施月の前々月末までに、作業計画の申請にあわせて提出する。

(3) 月間作業計画の決定と通知

中央給電指令所，給電制御所は，作成した月間作業計画について，決裁区分に従い決裁を受け系統運用計画システム等により関係箇所へ通知する。

## 第8章 作業手続と決定

### 1 作業実施の手続

作業実施にあたり、作業申請担当箇所が行う作業実施手続は次による。

- (1) 月間作業計画どおり実施できる場合、作業の実施手続は必要としない。
- (2) 月間作業計画どおりに実施できない作業の手続

決定されている作業計画の内容を変更する必要がある場合および決定されている作業計画以外の作業を行う必要がある場合は、作業申請担当箇所は、追加・変更の理由および内容を作業申請担当箇所長の承認を受けたうえですみやかに中央給電指令所または管轄する給電制御所へ申出を行い、変更および追加手続を行う。

なお、中央給電指令所・給電制御所の電力系統運用等の理由で、作業計画を変更する必要がある場合もこれに準じて行う。

また、広域機関提出作業が計画どおり実施できない場合、中央給電指令所は、追加・変更の理由および内容を広域機関へ提出し承認を受ける。

- (3) 作業手順書等の送付

作業施工担当箇所は、電力設備の新增設・改良工事等の複雑な作業で、指令操作票の作成のために内容・工程などの説明が必要な場合は、作業実施日の10日前までに作業手順書等、作業方法・工程についての説明資料を給電制御所へ送付する。

### 2 計画外作業の作業計画の決定と通知

中央給電指令所・給電制御所は、月間作業計画決裁以降に追加・変更作業が申請された場合は、次により作業計画の決定と関係箇所への通知を行う。

中央給電指令所・給電制御所は、追加または変更を申請された作業について検討ならびに関係箇所との協議を行い、必要と認められるものについて作業計画の決裁者の決裁を受けた後、作業申請担当箇所へ通知する。

また、関係箇所への通知を中央給電指令所・給電制御所および作業申請担当箇所は、それぞれが関係する箇所へ行う。

### 3 作業実施の決定と通知

中央給電指令所・給電制御所は、次により作業実施の決定と関係箇所への通知を行う。

- (1) 作業実施の決定

ア 中央給電指令所・給電制御所は、実施する給電取扱作業について、作業操作日誌を作成し、作業実施の前日までに実施の決裁を受ける。

イ 給電制御所は、軽微作業を除き、実施する制御取扱作業について、作業操作日誌を作成し、作業実施の前日までに実施の決裁を受ける。

- (2) 作業実施決定の通知

月間作業計画(追加または変更分を含む)の実施決裁後の通知は、作業計画の決定通知により代替する。

#### 4 緊急作業の取扱い

電力設備において、公衆保安，設備保全等のため，緊急に作業を実施する必要が生じた場合は，次によりすみやかに申請する。

(1) 作業の申請

作業申請担当箇所は，緊急作業の内容について，作業申請担当箇所長の承認を受けたうえで，中央給電指令所・給電制御所へすみやかに申出を行い，作業手続を行う。

(2) 作業実施の決定と通知

中央給電指令所・給電制御所は，申請された緊急作業について検討ならびに関係箇所との協議を行い，作業実施の決裁者の決裁を受けた後，作業申請担当箇所へ通知する。

なお，作業の緊急性などから，これにより難い場合については，作業実施後すみやかに作業実施の決裁者の決裁を受ける。

(3) 広域機関提出作業に該当する作業を緊急に実施する必要が生じた場合，中央給電指令所・給電制御所は，すみやかに作業計画を提出する。

## 第9章 作業開始および終了等の連絡

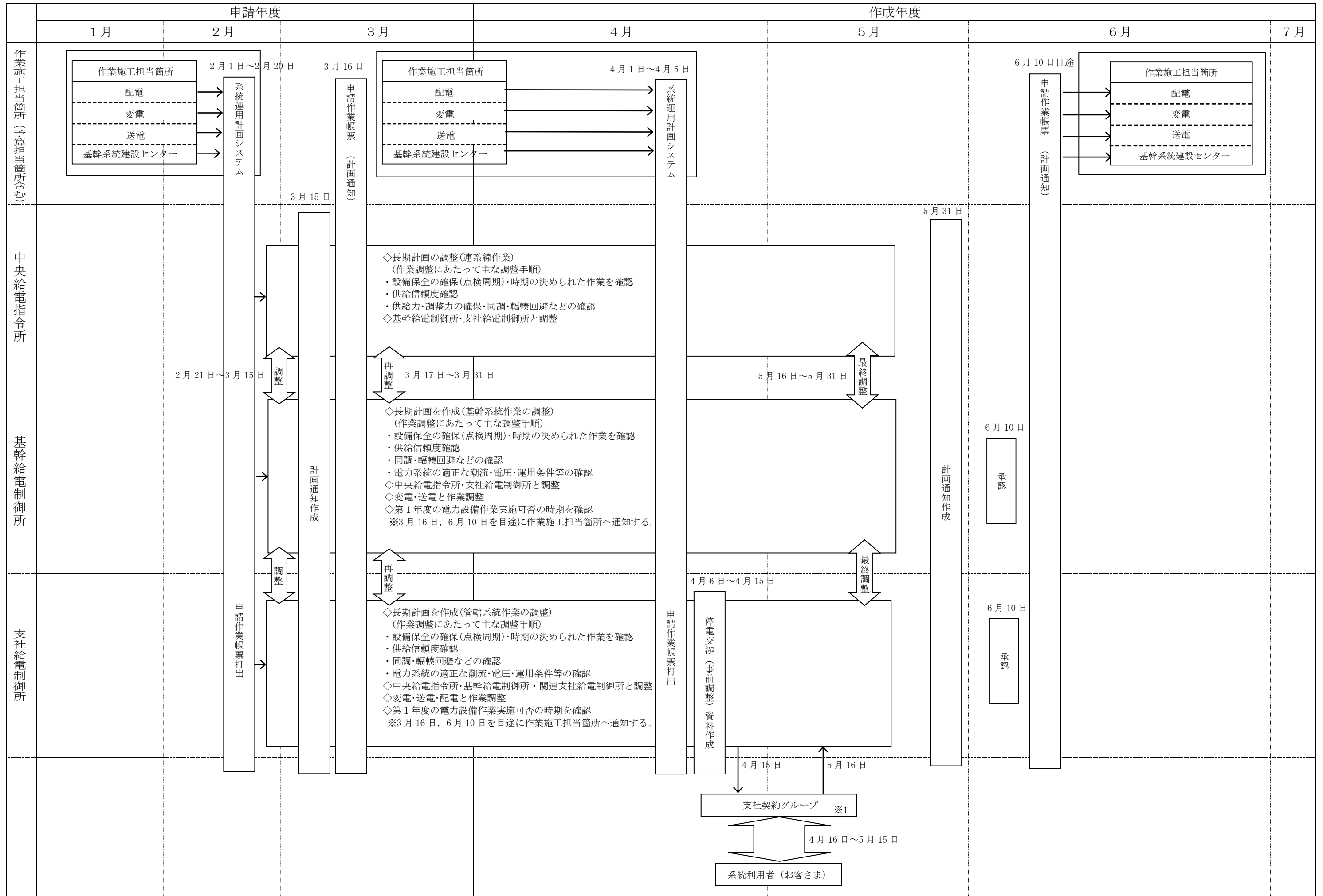
中央給電指令所・給電制御所は、作業停止の実施に際して、当該作業を管理する電気所、作業施工担当箇所または運転（保守）担当箇所、他の電気事業者等のいずれかと作業の開始時刻、終了時刻およびその他必要事項の確認を行う。また、天候不順等の理由により作業を中止する場合、作業開始を見合わせる場合、または作業期間を延長する場合は、その内容および理由を確認する。

また、連系線の作業停止および連系線託送制約関連地内作業停止の場合は、中央給電指令所が広域機関へ作業停止の開始時刻、終了時刻を連絡する。なお、天候不順等の理由により作業を中止する場合、作業開始を見合わせる場合、または作業期間を延長する場合も同機関へその旨を連絡する。

### (解 説)

給電制御所は作業開始予定時刻までに予定の停止操作を完了させるよう、停止計画を立て設備を停止する。ただし、天候不順時に作業担当箇所が中止と判断する作業については、給電制御所は運転（保守）担当箇所と中止決定時刻をあらかじめ定めておき、中止決定時刻以降に設備を停止する。

別図1 長期作業計画策定プロセス

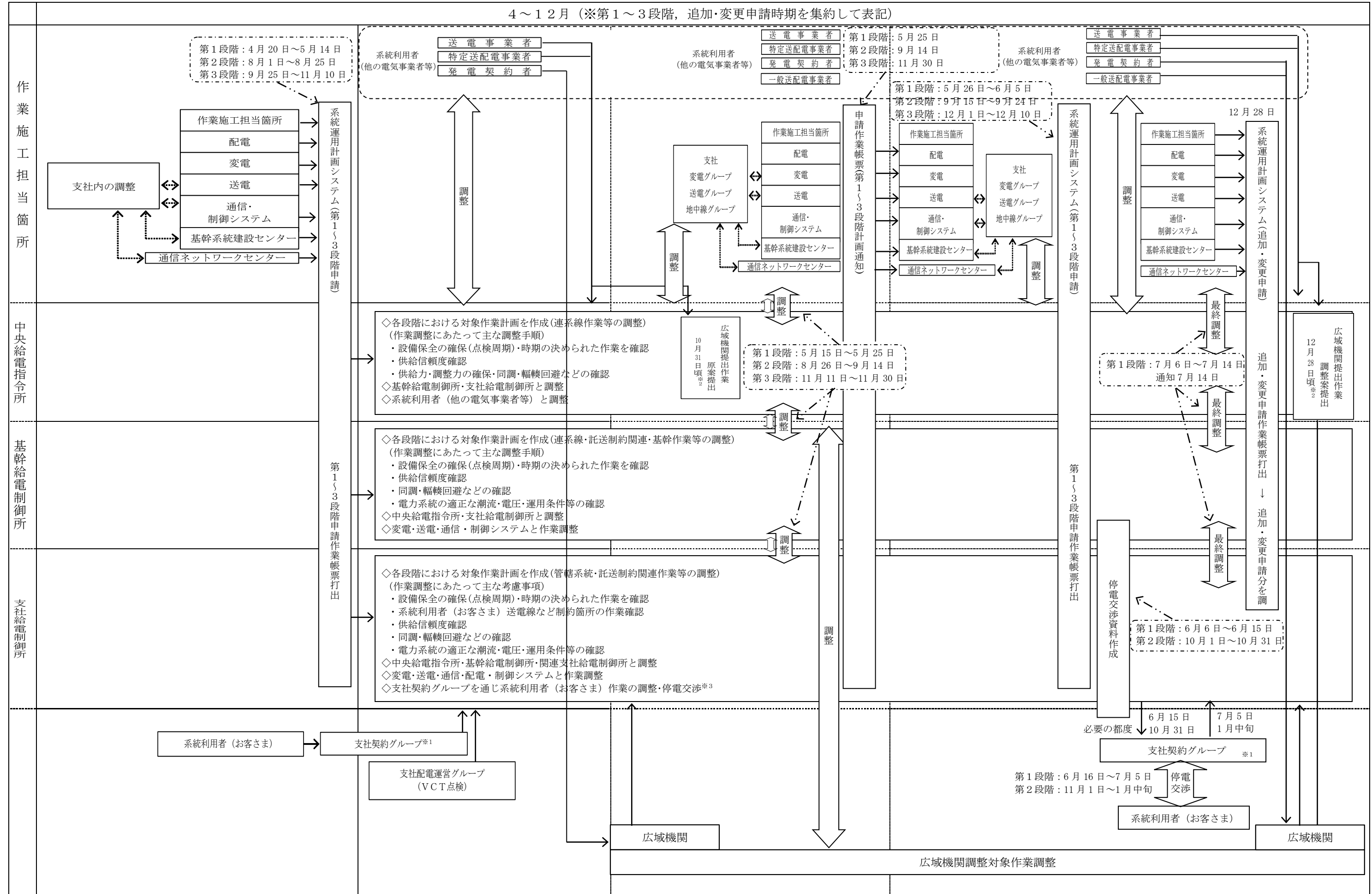


※1 一部の系統利用者(お客さま)については, 支社給電制御所で実施



別図2 年間作業計画策定プロセス(1/2)

←調整 → 連絡・通知・入力



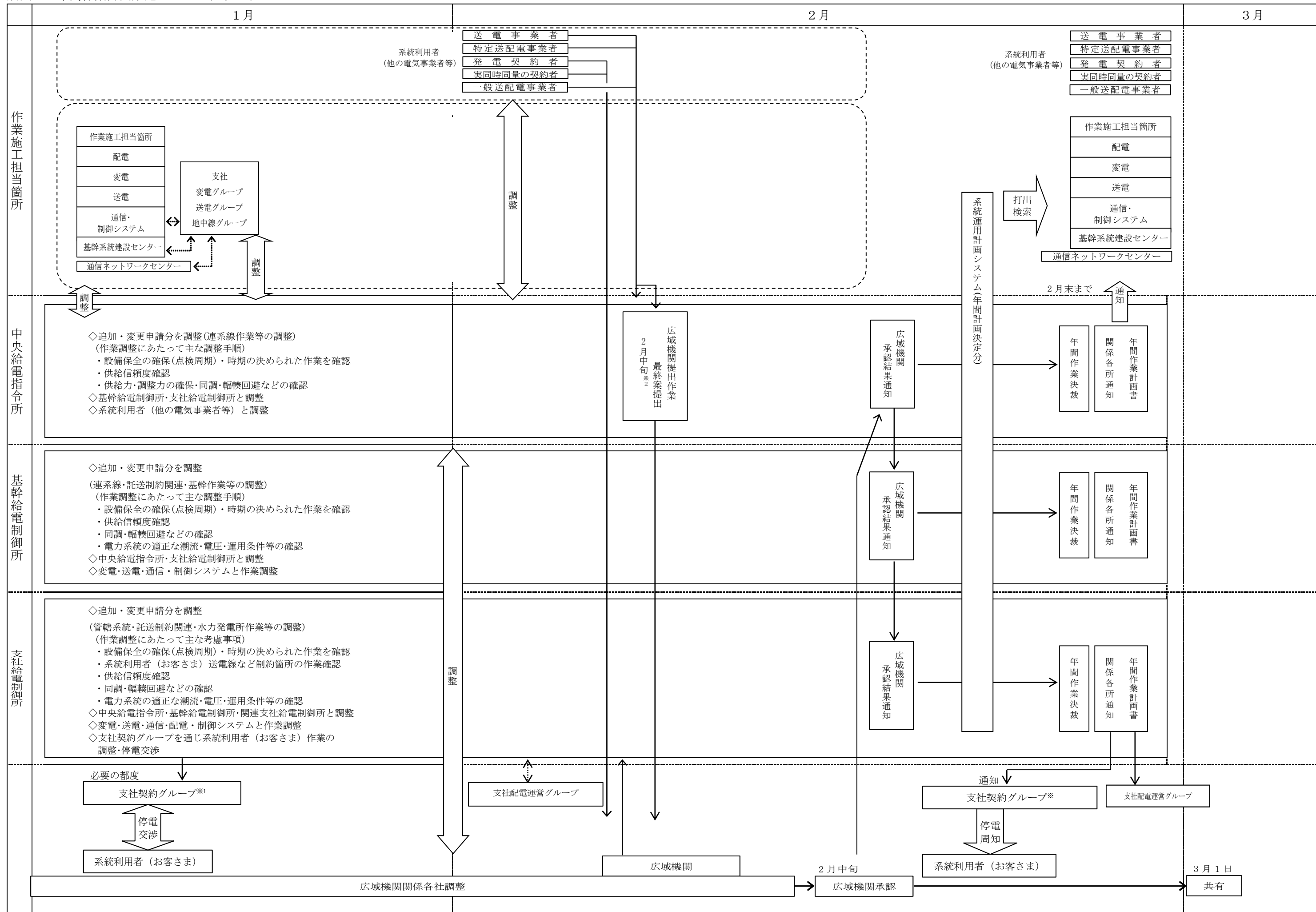
※1 一部の系統利用者（お客さま）については、支社給電制御所で実施

※2 具体的な期日は広域機関が定める

※3 系統利用者（お客さま）との停電計画の折衝は第1段階：7月5日、第2段階：1月中旬までに実施

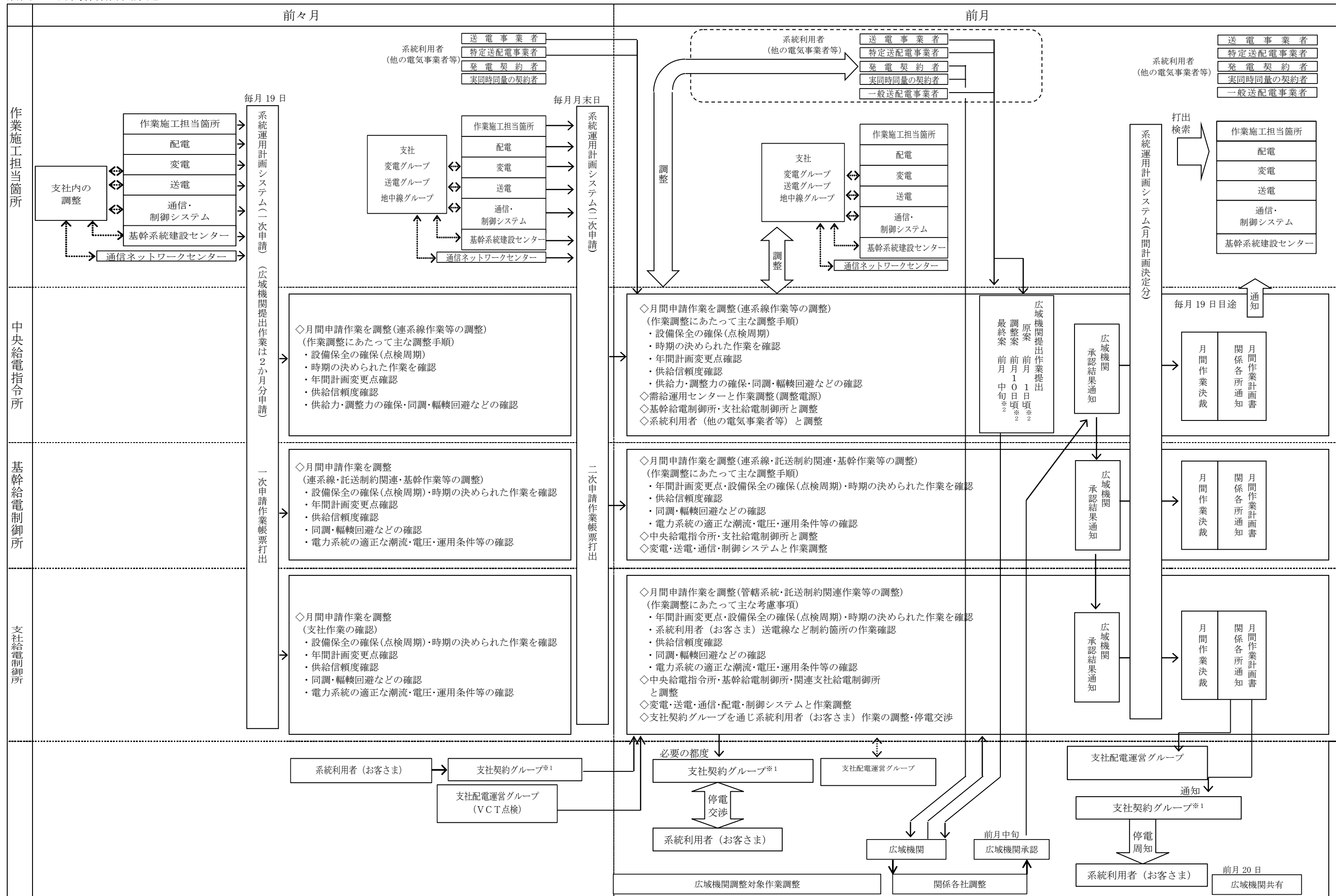
別図2 年間作業計画策定プロセス(2/2)

←調整 → 連絡・通知・入力



別図3 月間作業計画策定プロセス

調整 ← 連絡・通知・入力 →



※1 一部の系統利用者（お客さま）については、支社給電制御所で実施

※2 具体的な期日は広域機関が定める

〔別 表〕

別表 1 中給作業区分の対象範囲

区 分	内 容			
中給 a 作 業	給電装置・気象レーダー等通信作業			
中給 b 作 業	<p>基幹給電制御所が給電管轄する電力設備作業で中央給電指令所が決定するものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="341 533 1453 898"> <tr> <td data-bbox="341 533 596 898">送変電設備関係</td> <td data-bbox="596 533 1453 898"> <p>1 連系線作業</p> <p>(1) 三重東近江線の停止</p> <p>(2) 東清水F Cの停止</p> <p>(3) 飛騨信濃F Cの停止</p> <p>(4) 南福光B T Bおよび中部北陸連絡母線の停止</p> <p>2 連系線の運用に影響を与える作業</p> </td> </tr> </table>		送変電設備関係	<p>1 連系線作業</p> <p>(1) 三重東近江線の停止</p> <p>(2) 東清水F Cの停止</p> <p>(3) 飛騨信濃F Cの停止</p> <p>(4) 南福光B T Bおよび中部北陸連絡母線の停止</p> <p>2 連系線の運用に影響を与える作業</p>
送変電設備関係	<p>1 連系線作業</p> <p>(1) 三重東近江線の停止</p> <p>(2) 東清水F Cの停止</p> <p>(3) 飛騨信濃F Cの停止</p> <p>(4) 南福光B T Bおよび中部北陸連絡母線の停止</p> <p>2 連系線の運用に影響を与える作業</p>			
中給 c 作 業	支社給電制御所が給電管轄する電力設備作業で中央給電指令所が決定するものをいう。			
	融通切替関係	電力融通に直接関連する作業		

別表 2 基幹作業区分の対象範囲

区 分	内 容	
基幹 a 作 業	基幹給電制御所の給電指令範囲の電力設備作業。	
基幹 b 作 業	支社給電制御所の指令範囲の電力設備作業で基幹給電制御所が決定するものをいう。	
	送変電設備 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支社給電制御所が管轄する設備で、基幹給電制御所管轄の送電線停止を伴う作業</li> <li>2 154kVの火力電源線および関連する送電線・母線の作業</li> <li>3 主要系統の275kV/154kV連系変圧器(三次回路を除く)</li> <li>4 VQCおよびSVC制御対象の調相設備の作業</li> </ol>
	系統安定化 装置 関係	系統安定化装置の作業および同装置の運用に支障を与える通信の作業等